

令和 8 年度
地域企業人材確保支援補助金
募集要領
(追加募集)

令和 8 年 1 0 月
旭川市経済部経済総務課

1 事業目的

本補助金は、労働力人口の減少や人件費高騰等の影響により、人材不足の課題を抱える市内企業に対応するため、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービス（以下「仲介サービス」という。）を利用する企業及び仲介サービスにより短期雇用した者を正規雇用とした企業を支援することにより、企業における人材確保を図ることを目的とします。

2 対象経費

登録した企業が、対象期間内に仲介サービスを利用した際の利用料

求人に当たり、仲介サービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価として、当該サービスを提供する事業者を支払った利用料を対象とし、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助の対象外とします。

なお、対象期間内に仲介サービスにより短期雇用した者を正規雇用として1か月以上かつ申請日まで雇用した場合は、1人当たり20万円を補助します。

3 対象期間

○ 追加募集：令和8年11月1日（日）から令和8年12月31日（木）まで

4 補助率・補助額・件数

補助率、補助額、件数は次のとおりです。

(1) 補助率 10／10

(2) 補助額 20万円以内（対象期間における上限額）

ただし、対象期間に仲介サービスにより短期雇用した者を正規雇用として1か月以上かつ申請日まで雇用した場合は、上記金額のほかに1人当たり20万円を補助する。

(3) 件数 追加募集：100件（登録順）

正規雇用に伴う上乗せ補助：10件程度（申請順）

※ 本補助事業は、補助金額を確定してからの精算払いとなり、概算払いではありませんので御注意ください。

※ 正規雇用に伴う上乗せ補助の件数は、第1次募集、第2次募集及び追加募集の合計での件数です。

5 登録期間について

○ 追加募集（登録順 100 件）

・令和 8 年 10 月 15 日（木）9 時から令和 8 年 11 月 30 日（月）17 時まで

※ 上限に達した場合は、期間終了前に締め切る場合があります。

6 登録要件

次の要件をすべて満たすもの。

- (1) 中小企業、個人事業主又は組合等であること。ただし、政治団体、もしくは宗教上の組織又は団体は除くものとする。
 - ア 中小企業は、資本金又は従業員数が表 1 の数字以下であること。
 - イ 個人事業主、又は中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人）の場合は従業員数が表 1 の数字以下であること。
 - ウ 組合等は、表 2 に該当すること。
- (2) 旭川市内に事業所を有し、営業を行っていること。
- (3) 対象期間に合わせ、仲介サービスに求人を掲載すること。
- (4) 旭川市の市税（個人事業主の場合は、住民票の住所における市町村税）を滞納していないこと。
- (5) 同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団法人等）から補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項、又は同条第 13 項の規定に該当する者でないこと。
- (7) 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年条例第 16 号）第 2 条第 1 号、同条第 2 号、又は同条例第 7 条第 1 項の規定に該当する者でないこと。

表 1 業種別の資本金又は常用従業員数

業種	資本金	常用従業員数
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業、小売業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000 万円	100 人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他	3 億円	300 人

表2 組合等

対象
事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体

<補助対象外のもの> ただし、以下の者は補助対象となりません。

●対象期間において同一企業とみなす法人・個人・組合（※1）からの重複した申請

※1「同一企業とみなす法人・個人・組合」は次の①～③のいずれかに該当する者とします。

- ① グループ会社や関連（関係）会社
- ② 同一人物が役員等を兼務し、議決権の保有等により財務・営業・事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる企業・個人事業主・組合
- ③ その他、事業実態に鑑みて旭川市が同一企業と判断する者

7 事業スケジュール

○ 追加募集

時期	内容	
	旭川市	申請者
10月15日（木） ～ 11月30日（月）	① 補助対象者登録募集 （登録順100件） （ホームページに掲載）	② フォーム入力及び 関係書類を添付し、送信
～12月上旬 （随時）	③ 登録申請内容確認 ④ 登録決定及び通知	⑤ 登録決定通知受理
11月 1日（日） ～ 12月31日（木）		⑥ 仲介サービスの利用
～2月19日（金）		⑦ 利用料の精算 ⑧ 交付申請書及び関係書類の提出
交付申請書提出後	⑨ 検査及び補助金額の確定通知 ⑪ 補助金の支払い	⑩ 補助金請求書の提出 ⑫ 補助金の受領

8 登録申請 【オンラインでの申請が必須となります】※登録期間

(1) はじめに、メールアドレスの誤登録による個人情報の流出を防止するため、メールアドレスの登録及び認証を行っていただきます。以下の HP から申請フォームに入り、受信可能なメールアドレスを入力し送信ボタンを押してください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/54501/545/d084885.html>



(2) 登録したメールアドレスに認証メールが送信されます。

認証メールに添付された申請フォームに「ア 必要事項」を入力後、「イ 誓約・確認書」、「ウ 旭川市の納税証明書（市税の滞納のないこと）」及び「エ 分類に応じた必要書類」をアップロードして申請を完了してください。

ア 必要事項（申請フォームに入力）

- ① 法人種別（法人・個人事業主）
- ② 会社名、会社所在地、連絡先
- ③ 代表者名、担当者名（個人事業主の場合、屋号、氏名）
- ④ 従業員数
- ⑤ 資本金（個人事業主の場合は 0 と入力）
- ⑥ 主とする産業分類

イ 誓約・確認書

※ 様式（Word、PDF 形式）は以下の HP よりダウンロードしてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/54501/545/d084885.html>



ウ 旭川市等が発行する納税証明書（市税の滞納のないこと）の写し

※ 提出日以前 3 か月以内に発行されたもの

※ 第 1 次募集及び第 2 次募集に登録申請した企業は登録時には添付不要。

※ 納税証明書（市税の滞納がないこと）の請求については、下記で確認願います。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/112/113/115/d054607.html>



エ 分類に応じた必要書類（添付書類）

※ 第 1 次募集及び第 2 次募集に登録申請した企業は登録時には添付不要。

◆法人

- ① 履歴事項全部証明書の写し（提出日以前 3 か月以内に発行されたもの）
- ② 法人事業概況説明書の写し（直近の確定申告時に提出したもの）

※ 創業後、初回の確定申告を実施していない場合は提出不要です。

◆個人事業主

- ① 直近の確定申告書の写し（第一表、第二表及び下記事業所得の内訳がわかる書類）
 - 【白色申告の場合】収支内訳書（全ページ）
 - 【青色申告の場合】青色申告決算書（1、2 ページ）

※ 令和 8 年 1 月以降に創業した個人は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し

必要書類	分類	
	法人	個人事業主
履歴事項全部証明書の写し	○	
法人事業概況説明書の写し（確定申告時に提出したもの）	○	
直近の 確定申告書の写し（※1） ※令和 8 年 1 月以降に創業した場合は、 個人事業の開業・ 廃業等届出書の写し		○

（3）申請完了メール

- ・申請フォームの入力が完了（送信）すると登録アドレスにメールが届き、申請完了となります。
- ・メールが届かない場合は事務局に確認してください。
- ・なお「申請完了」の通知は、補助対象者の決定ではありません。補助対象者の決定については、申請後の「登録決定通知」により確定となりますので御注意ください。

9 登録決定

申請内容及び必要書類を審査後、補助対象者に対して「登録決定通知」を送付します。

10 サービス提供事業者

デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスであれば、特にサービス提供事業者の指定はありません。ただし、サービス提供事業者によって申請に必要な書類が用意できない場合も考えられますので、事前に御相談ください。

11 補助交付申請（追加募集）

サービス利用料の支払後、補助上限額に到達または補助対象期間終了時点から次の期限までに補助金交付申請書に下記の必要書類を添付し、郵送（必着）又は持参してください。

ただし、対象期間で申請できる回数は1回とします。

（1）交付申請期限

- ・追加募集： 令和 9 年 2 月 19 日（金）まで

（2）必要書類

- ア 地域企業人材確保支援補助金交付申請書 様式第 3－1 号
- イ 補助対象経費明細書 様式第 4 号
- ウ 利用料の内訳がわかる書類（サービス提供事業者からの請求書や支払明細書の写し）

エ 支払完了を証する書類（通帳の写し等を添付）

オ その他市長が必要と認める書類

※ 申請書及び明細書の様式（Word、PDF 形式）を以下の HP よりダウンロードしてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/54501/545/d084885.html>



（３）注意事項

ア 補助対象経費からの消費税及び地方消費税並びに振込手数料の除外について

補助金額に消費税等が含まれると、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告が必要となり、報告漏れや、補助対象者の事務手続きの煩雑化が予想されます。そのため、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象経費から除外して、補助交付申請を行ってください。

イ 支払について

- ・利用料（対象経費）の支払いは原則として金融機関への口座振込を御利用ください。口座振込は、登録申請のあった事業者名義の口座からの振り込みを対象とします。
- ・現金（現金振込みを含む）・クレジットカード支払い・小切手・手形等による支払いは、補助金執行の適正性確保の観点から原則として認められませんので御注意ください。
- ・分割及びりぼ払いは一切認められません。ただし「現金決済のみ（現金振込み含む）」又は「クレジットカード決済（申請者本人、会社名義、代表者名義に限る）のみ」でしか行えない取引の場合等は、その理由を確認できれば認められる場合があります。

※ クレジットカード決済の場合は、当該補助期間内で決済済みであるとともに、申請日時点で「申請者口座から当該費用の引落としがされていること」が必要となります。

1 2 正規雇用補助の交付申請

追加募集の申請後（同時も可）次の期限までに補助金交付申請書に次の必要書類を添付し、郵送（必着）又は持参してください。

（１）交付申請期限

追加募集の申請後（同時も可）から令和 9 年 2 月 1 9 日（金）まで

※ただし、上限に達した場合は、期間終了前に締め切る場合があります。

（２）必要書類

ア 地域企業人材確保支援補助金交付申請書(正規雇用補助) 様式 3－2 号

イ 対象期間内に仲介サービスを利用して該当者を雇用したことがわかる書類

※ サービス事業者からの明細書など

- ウ 1 か月以上かつ申請日まで正規雇用したことが確認できる出勤簿等の写し
- エ 正規雇用開始後の賃金台帳の写し
- オ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- カ 正規雇用に係る労働契約書又は雇入通知書の写し
- キ その他市長が必要と認める書類

※ 申請書の様式を以下の HP よりダウンロードしてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/54501/545/d084885.html>



1 3 補助金額の決定及び支払

- ・交付申請書等に基づき対象経費の検査を行い、交付する補助金額を確定します。検査を行う上で確認が必要な際には、補助対象者に連絡する場合があります。
- ・補助金額の確定後、補助対象者からの請求に基づき、指定された口座に補助金を交付します。

1 4 留意していただきたい点

(1) 決定の取り消し

補助対象者が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に相違していると認められるとき等は、補助金の交付の全部、又は一部を取消す場合があります。(補助金が既に交付済みである場合には、返還を求める場合があります。)

(2) 文書及び帳簿等の保存

補助対象者は、補助金の経理についてその他の経理と明確に区分し、その支出の事実を明らかにするとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類等を補助金交付日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

(3) 旭川市からの連絡について

申請等において内容確認のため連絡をする場合があります。

1 5 申請書の提出先、お問合せ先

旭川市経済部経済総務課雇用労政係

<TEL> 0 1 6 6 - 2 5 - 7 1 5 2

<E-mail> keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

御不明な点はお問い合わせください。